

## — 活用案について —

## &lt; 1-1. 課題整理を踏まえた活用案 &gt;

- ①あすなろ教室 (表2 各分野の現状と課題 2番)

資料3

- ②就労継続支援B型事業所 (表2 各分野の現状と課題 10番)

資料4

- ③福祉(事業)型専攻科について (表2 各分野の現状と課題 13番)

知的障がいのある方が、特別支援学校高等部を卒業した後の進路は、多くが、「福祉的就労」や「就職」である。そのような現状において、高等部を卒業後も学び続けたい、学生生活を楽しみたい、自分の将来についてじっくり考えたい、というニーズをかなえるため、障害福祉サービスを活用した「福祉(事業)型専攻科」を実施している事例がある。

福祉(事業)型専攻科は、NPOや社会福祉法人が、障害福祉サービスの「自立訓練」や「就労移行支援」を活用して実施している障害福祉サービスの一環であり、学校教育法に規定された学校に設置される専攻科とは異なる。

福祉(事業)型専攻科では、社会的自立に向けて、コミュニケーション能力の向上、社会生活のための知識の習得、余暇の楽しみ方、など様々な授業が行われている。

## &lt; 1-2. 他自治体の事例 &gt;

文部科学省が公表している、「廃校活用事例集」では、他自治体の廃校活用事例が紹介されており、その中で、教育分野に関する事例を見ると、大学、専門学校等の教育機関を誘致している事例が複数ある。

こういった取り組みは、廃校を引き続き教育施設として有効活用できることから、非常に有効な活用方法であると考えられる。

- ④教育機関との連携 参考資料 文部科学省「廃校活用事例集」

## <1-3. 体育館について >

体育館は現在、特別支援学校の授業・部活動での使用以外に、平日の夜間や休日には、市民団体が予約のうえ利用している。

前述の活用案は、校舎に関する活用案であり、体育館については、市民団体への貸し出しは継続しつつ、特別支援学校の授業・部活動で使用していた時間帯については余裕が生まれるため、他用途での活用を検討する。

また、都市計画法の用途制限により、体育館は単独では立地できず、学校施設に付随する体育館である必要があることを踏まえて検討する必要がある。

### 体育館の活用案

- 市民団体の利用の継続
- 誘致した教育機関の利用
- あすなろ教室での利用（現在は週に一回総合体育館を利用している）
- 特別支援学校卒業生等関係者の利用

## <2-1. 各務原市公共施設等総合管理計画について >

### 公共施設の立地や在り方

公共施設等総合管理計画では、「社会的なニーズにより新たな公共建築物の建設が必要な場合や、既存の公共建築物の大規模修繕や更新を行う場合には、総量抑制を前提に、提供すべき行政サービスの水準や施設機能、施設の利用状況、地域特性等を十分に検証した上で、同種の機能を持つ施設の集約化（統合）や異なる機能を持つ施設の複合化・多機能化、存在意義の薄れた施設の転用や廃止などについて柔軟な視点で検討します。」とされている。（第1回検討委員会 資料4 6ページに記載）

これらのことから、前述の活用案について、施設の集約化や複合化も含めて検討を進めたい。

## < 2-2. 法的な整理 >

上記で示した活用案を現在の建物で実施する場合について、都市計画法の用途制限、建築基準法、消防法における整理を行うと、下記のとおりである。

表3 各案の法的な整理				
用途	第一種中高層住居専用地域における用途制限	建築基準法	消防法	
校舎等	①あすなろ教室	学校に類する施設 立地：○	学校施設であるため 改修不要 ○	各種学校と、障がい者支援施設（入所なし）の複合施設への用途変更であり、現行の消防設備で適合しているため 改修不要 ○
	②就労継続支援B型事業所	老人ホーム 保育所 福祉ホームその他これらに類するもの 立地：○	学校から児童福祉施設等へ用途が変わるため、 <u>改修必要</u> （防火上主要な間仕切、内装制限、非常用照明）	
	④教育機関との連携	学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等） 立地：○	学校施設であるため 改修不要 ○	
体育館	学校等に付属するもの 立地：○	学校施設であるため 改修不要 ○	学校施設であるため 改修不要 ○	

※③福祉（事業）型専攻科については、事業所によって事業内容が様々であり、本市で実施する場合は、そこで行う事業の内容によって、建物の法律上の用途を判断し、法的な整理をする必要がある